

第3編 今後の取組にあたっての留意事項

(1) 今後の調査研究

技術の進歩により明らかになっている新しい知見、技術については、最新の成果を導入できるよう調査・研究及びその体制づくりを検討していくことが重要であり、以下の点に留意する。

- ① 多様な生物の生息・生育空間の創出や水質の改善など、環境の改善に効果のある海岸保全施設の整備などについて、専門の研究機関や学識経験者との連携を図りながら調査・研究を進める。
- ② 藻場・砂浜等の変化の把握、多様な生物及び生態系の実態把握等の環境調査、各種文化財や歴史的資源等の調査・研究について、他の関係機関との連携により、情報の共有化及び調査の充実を図る。
- ③ 地球温暖化に伴う気象・海象の変化や、長期的な海水面の上昇により海岸侵食の進行や高潮・越波災害の増加などの海岸保全への影響が懸念されているため、今後、国や各種検討機関などで進められている海面上昇の予測や影響度、対策方法の検討結果などを踏まえつつ、適宜、対応を検討していくものとする。
- ④ 南海トラフの巨大地震に伴う津波対策と地震対策については、岡山沿岸の地域において、ハード・ソフト両面の総合的な防災対応を進めるとともに、国等の今後の研究成果等を踏まえつつ、適宜最新の知見や情報収集に努め、随時検討を行うものとする。
- ⑤ 高潮と津波について、発生メカニズムや被災原因の違いを把握し、海岸保全施設の整備に反映できるよう検討していくものとする。
- ⑥ 台風、高潮、波浪、津波、地震、液状化、侵食等の考え方についても、最新の知見や情報収集に努め、随時検討を行うものとする。

(2) 地域住民等の参画と情報提供

防護、環境保全、利用促進のバランスがとれた事業を実施していくためには、地域住民等の参画と情報の提供に努めていくことが重要であり、以下の点に留意する。

- ① 海岸の状況や計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況などのほか、日常的な海岸利用の安全に関する情報等、海岸に関する情報について、広く地域住民への提供に努め、事業の透明性の向上を図っていく。なお、情報提供の方法としては、広報紙、ホームページ、パンフレット等により行うものとし、地域住民のみならず海岸利用者等にも広く情報を提供できるよう検討していく。
- ② 事業の実施段階において、地域住民や漁業関係者、海岸づくりの調査、研究を進めている市民団体、NPO、ボランティアなど海岸に関わる多方面の関係者の積極的な参画を求めていく。

- ③ 情報提供と地域住民等の参画を得ることにより、防災、環境、地域の歴史などに関する知識の普及と意識の向上を図り、地域住民自身が防災意識を高め、マナーやモラルの向上を考え、海岸づくりに積極的に関わるような環境をつくっていく。

(3) 広域的・総合的な調整・連携

環境、利用の施策については、海岸のみならず関係する機関等との調整・連携を図りながら実現に向けて取り組んでいくことが重要であり、以下の点に留意する。

- ① 岡山沿岸は、瀬戸内海国立公園に代表される瀬戸内特有の豊かな自然環境や美しい多島美景観を多く有しているが、これらは県民のみならず国民共有のかけがえのない財産である。これらの貴重な財産を次世代へと継承していくため、国の機関や沿岸の取り巻く自治体が積極的に連携し保全に取り組むことが必要である。
- ② 岡山沿岸のみならず、瀬戸内海の海洋汚染や河川からの流入も含めた海岸のごみや水質の問題、突発的な油流出事故などは、生物生態系に及ぼす影響が大きく重要な環境課題である。瀬戸内特有の貴重な環境を保全していくためには、沿岸の自治体など関係機関の協力のもとに沿岸域が一体となった取組を目指すことが必要である。
- ③ 海岸の侵食問題は、河川からの土砂の流入等を含め問題の背景を広域的に捉える必要がある。このため、土砂の供給源も含めた広域的な土砂収支の把握など、関係機関と連携した適切な土砂管理方法の確立を目指すことにより、砂浜の保全を図っていくことが必要である。
- ④ なお、本計画に基づき「防護」、「環境」、「利用」の観点から調和のとれた海岸管理を推進していくためには、本県だけでなく瀬戸内海をとりまく関係自治体等と連携していくことが必要であり、人と自然がふれあい海の恵みと文化を感じることもできるよう、「なぎさのネットワークづくり」にも配慮するなど、瀬戸内海全体の視点での取組に努める。

(4) 今後の対策について検討、協議する区域

民間所有の海岸施設については、平成16年に高潮被害の発生した施設及び南海トラフの巨大地震に伴い発生する津波浸水の可能性がある施設の所有者や管理者に対して、高潮、地震、津波に関する新たな知見等の情報提供や施設整備に関する助言等を行うなどして、引き続き協議を行い、対策を進めるものとする。

(5) 計画の見直し

本計画策定後においても、以下のような場合には計画を見直すこととする。

- ① 災害の発生等により防護の目標の見直しが必要となった場合は、計画の基本的事項に配慮しつつ、海岸保全施設の整備内容を迅速に見直すこととする。
- ② 地域状況の変化や社会経済状況の変化など、様々な要因により海岸を取り巻く状況や海岸への要請に大きな変化が認められた場合においても、計画の基本的事項や海岸保全施設の整備内容等を再整理し、適宜、見直すこととする。
- ③ 台風、高潮、波浪、津波、地震、液状化、侵食等、海岸保全基本計画に係る全ての事項に関して、最新の知見や情報収集に努め、適宜、見直しを行うこととする。